

放送施設整備事業補助金制度のあらまし

市では、自治会等の地域内の住民の情報伝達のために使用する放送施設の整備などに対し、その経費について補助を行っています。

1. 補助対象（事業費が5万円以上のもの）

① 放送施設を設置する場合

② 既存の放送施設を増設、修繕又は撤去する場合

【補助対象外となるもの】

- ・家庭内に設置されるスピーカー等の受信設備
※アンプや各家庭への引き込み線等は補助対象

2. 補助金額

① 必要な事業（工事）費の1／3（千円未満切り捨て）

② 限度額 50万円

3. 注意事項

- ① 工事は補助金交付決定後に着手をしてください。事前に着手した場合は、補助金の対象となりません。

【お問い合わせ先】

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044

舞鶴市役所 市民協働推進課（本館2階海側）

電話：66-1073、ファクス：62-9891

◆放送施設整備事業補助金の手続きについて◆

1. 市民協働推進課へ相談

工事内容がわかる資料（見積書、工事箇所の写真等）を持って、市民協働推進課にご相談ください。

2. 現地確認の立会と補助金申請書類の受取

- ①補助金申請前に職員が現地確認を行いますので、立会をお願いします。
- ②現地確認時に補助金交付申請書をお渡しします。

3. 補助金交付申請書の提出

<提出書類>

- ・補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書
- ・見積書又は工事費内訳書（2者からの見積書等が必要）
- ・工事前の写真
- ・その他

4. 補助金の交付決定通知と工事の着工

補助金交付決定通知が届いたら、工事に着手してください。

5. 工事完了の報告と事業実績報告書の提出

- ①工事が完了したら市民協働推進課までご報告をお願いします。
（職員が現地確認を行います）
- ②施工業者に工事代金を支払った後、事業実績報告書を提出してください。

6. 事業実績報告書類の提出

<提出書類>

- ・実績報告書、事業報告書、収支決算書
- ・工事完了後の写真
- ・領収書の写し

7. 補助金の額の確定

- ・市民協働推進課から、補助金の額の確定通知が届きます。
- ・市民協働推進課から、申請者に補助金をお支払いします。

8. その他

工事内容（金額）に変更があった場合は、速やかに市民協働推進課まで連絡してください。